

## 令和2年6月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年6月23日（火）13時25分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,  
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,  
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員,  
12 瀬川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也, 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 善通寺市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について  
議案第2号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について  
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第6号 農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積  
について

### 8. 議 事 局 長

ただいまより令和2年6月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。それでは、立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

### 会 長

皆さんこんにちは。市内の水田は、ほぼ田植えが済んでいるように見受けられ、委員の皆様方においては、今後稲の育成について頑張ってくださいと思います。

東京都、大阪府などが、緊急事態宣言を解除しましたが、解除することによる人の移動に伴い、地方への感染が広まるのが懸念されるところであります。今後もマスク着用、手洗いの励行に心がけて一層健康に注意を

払っていただきたいと思います。

現委員による定例会も残り1回となりますが、3年間ほんとうにご苦労様でございました。新委員へ交代することにより、業務が滞ることがないよう引継ぎしていただくようお願いいたします

局長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会長

皆さん、改めまして、こんにちは。

それでは、令和2年6月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

まず、本日の議事録署名人には、第5番の松本委員さん、第7番の藪内委員さんの両名、よろしく申し上げます。

早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、善通寺市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

新たな推進委員様につきましては、募集期間の4月に応募又は推薦をいただきました15人について、5月21日開催の候補者選考委員会に候補者の選考を依頼しまして、委員定数の14人の候補者を決定いたしました。候補者の14人につきましては、推進委員候補者選考委員会設置要綱第10条の規定に基づき、農業委員会総会（定例会）の同意を得ることとされているため、本日の総会（定例会）で同意をいただきましたら、農業委員会が推進委員を委嘱するという手続きとなっております。

応募又は推薦をいただきました15人の方はA3横の一覧表のとおりでございます。選考委員会における選考の結果、14番の〇〇様については不採用とさせていただいたところでございます。その結果、お手元の推進委員の14人の方をお願いしたいと思います。この内容でご審議いただきたいと思ひます。

会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、この内容で採決したいと思います。賛成の議案第1号、農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第2号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、賃借権の合意による解約の案件でございます。

本通知に係る農地は農業経営基盤強化促進法に基づき、平成30年6月1日から令和5年5月31日までの5年間で賃借権を設定していた農地であります。転用目的のため解約するものです。

本件は、【申請地読み上げ】について賃借権の解約を行うものであり、離作補償はありません。提出書類に不備はなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、転用の手続きを進めるとのことです。

今月は以上1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第2号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員意見，異議なし)

会 長

それでは、議案第 2 号につきましては、受理することに決定いたします。  
続きまして議案第 3 号，農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第 3 号，農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。議案書の 2 ページで、3 案件でございます。

番号 1 ですが【申請人読み上げ】，所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成 31 年に農地を相続したところですが、管理に苦慮されております。一方、譲受人は経営規模拡大を図るため譲渡人に相談したところ、話がまとまり、申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】についてについて、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の所有農地を確認したところ、現在、桃の植栽のため土壌改良を実施しているところであり、秋に植栽することとあります。総経営農地が 8 反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には桃を植栽することとあります。

次に番号 2 と番号 3 につきましては、譲受人が同じであります。

まず番号 2 ですが、【申請人読み上げ】，所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人は、平成 19 年に相続により本申請地を取得しておりますが、高齢となり経営縮小を考えておりました。一方、譲受人は桃の栽培を始めるため農地を探しておりました。申請地は自宅に近いため相談したところ、話がまとまり、申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】についてについて、所有権移転売買を行うものであります。

本申請にあたり譲受人の総経営農地は番号 3 を合わせると、4 反を超え、下限面積要件を満たすこととなり、特に問題はないと考えます。なお、申請地には桃を植栽することとあります。

次に番号 3 ですが、【申請人読み上げ】，所有権移転売買の案件ござい

ます。

譲渡人は、平成 21 年に相続により本申請地を取得しておりますが、高齢となり農業廃止を考えておりました。一方、番号 2 と同じ譲受人の辻村様は桃の栽培を始めるため農地を探しておりました。そのため所有者と話がまとまり、申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。

本申請にあたり譲受人の総経営農地は番号 2 を合わせると、4 反を超え、下限面積要件を満たすこととなり、特に問題はないと考えます。なお、申請地には桃を植栽することとなります。

以上、3 案件、登記地目は田が 9 筆、面積は 6,699 m<sup>2</sup>であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第 3 条第 1 項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

堀家委員

番号 2、番号 3 の譲受人は農業経験があるのですか。

事 務 局

番号 2、番号 3 の譲受人に対する過去の資料は持っておりませんので、正確な年月日はお答え出来ませんが、農地の所有履歴はございます。

堀家委員

今回の申請において、申請地に桃を植えるとのことですが、水田に植えることに問題はないのですか。

事 務 局

登記地目が田の農地に果樹を植えることに問題はありません。

会 長

登記地目を田から畑に変える必要はないのですか。

事 務 局

農地法での農地は田畑採草放牧地でありますので、農地として管理して

いくのであれば、地目変更については所有者にお任せすることとなります。

会 長

水田地帯の中に桃を植え、木が茂った場合問題はないのか。

事 務 局

桃の木でありますので、日照被害とか通風被害がでることは考えにくところであります。

堀家委員

投機目的での取得ではないのか。

事 務 局

農地法第3条での申請ですので、耕作目的であります。

堀家委員

番号1の譲受人の農業経験はあるのですか。

事 務 局

住所地である丸亀市には親所有農地があり、手伝っておられました。

穂山委員

桃の病害虫への農薬散布を行った場合、周囲の農地への飛散、被害についてはどうでしょうか。

事 務 局

丸亀市飯山町において、水田に隣接した桃畑が見られますが、周囲の水田に対する影響の有無については聞いておりません。

会 長

外に皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第4号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、宅地拡張用地で無断転用の案件でございます。

本件は、議案第5号番号1の転用計画の際、測量を行ったところ、無断転用があることが判明し、是正するため申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】を隣接する宅地の拡張とするものであります。宅地には、住宅1棟2階建307.56㎡、納屋2棟平屋建て114.31㎡が建築されております。住宅を平成22年に建築した際、転用許可を受けることなく敷地を拡張し、庭を広げたため、無断転用となっております。申請人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、提出書類に不備はなく、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

なお、本申請地は上下水道の2種類が埋設された道路沿線で500m以内に2以上の公共施設として小学校、幼稚園がある第3種農地であります。

以上、1案件、登記地目は田が1筆、転用面積は68㎡、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、6月13日に推進委員と現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は、現在千葉市で暮らしておりますが、郷里の自宅に戻ることを考えております。しかしながら、車での自宅への進入路がないため、荷物の積み下ろしなど大変苦労しています。申請地を取得できれば、県道から自宅へ車で出入りできるようになるため、譲渡人に相談したところ、話がまとまり、転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】を、隣接する宅地への進入路にすることを目的として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は上下水道の2種類が埋設された道路沿線で500m以内に2以上の公共施設として小学校、幼稚園がある第3種農地であります。

以上、1案件、登記地目は田が1筆、転用面積は68㎡、県知事へは、



許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

中村町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、6月13日に推進委員と現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

会 長

ありがとうございました。地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第6号、農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。議案第6号、農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積についてご説明いたします。委員皆さんにお配りしている下限面積の資料をご覧ください。以前より下限面積について検討していただいているところですが、資料に記載してあるとおり、農地法施行規則第17条には別段の面積基準が規定されております。仮に下限面積を30アールとした場合、30アール未満の農家数の全体農家数に対する割合が4割を超えていなければなりません。表を見ていただくと、全体4,558戸に対し、30アール未満の戸数が2,846戸、割合にして62.44%を占めておりますので、下限面積を30アールとすることは要件をクリアしております。

以上で説明を終わります。

会 長

ありがとうございました。事務局から説明があったとおり、下限面積を30アールとすることに法的問題はないということです。あとは、30アールが妥当かどうかとういことで、下限面積が下がれば、農地の移動がし易くなるため荒廃への対策となる反面、分散化が懸念されるところであります。皆さん、ご意見を伺いたいと思います。

(全委員意見無し)

会 長

ご意見がないようですので、採決いたします。下限面積を30アールとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長

ありがとうございました。挙手多数と認めまして、議案第6号、農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積につきましては、30アールとすることに決定いたしました。施行日につきましては、事務局の準備が整い次第、施行することといたします。

それでは、以上で本日の議案審議等については、全て終了いたしました。

これで6月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時10分 終了